定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者

募集要領

令和４年１２月

武蔵村山市

１　募集の趣旨

　　武蔵村山市（以下「本市」という。）では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、「武蔵村山市第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画(令和３年度～令和５年度)」に基づき、地域密着型サービスを計画的に整備しています。

　　この募集は、新たに定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、サービス提供を開始する事業者を令和４年度中に決定することを内容として、介護保険法(平成９年法律第１２３号)第７８条の１３の規定により公募による指定を行うものです。

２　募集内容

　⑴　事業開始年度、募集地域及び募集数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業開始年度 | 募集地域 | 募集数 |
| 令和５年度 | 武蔵村山市全域 | １事業者 |

　⑵　募集種別

　　　一体型・連携型いずれでも可

　⑶　介護保険法第７８条の１３に規定する市町村長指定期間及び市町村長指定区域

　　ア　市町村長指定期間

　　　　指定を受けた日から６年間(当該期間中は、公募に基づくもの以外の申請による指定を行いません。)

　　イ　市町村長指定区域

　　　　武蔵村山市の区域

３　募集期間等

　⑴　書類提出期間

　　　令和４年１２月２８(水)から令和５年１月１８日(水)まで

　　　（令和４年１２月２９日（木）から令和５年１月３日（火）まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

　　　午前８時３０分から午後５時１５分まで

　⑵　提出先

　　　武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課介護認定給付係

　　　　電　話　０４２－５９０－１２３３

　　　　ＦＡＸ　０４２－５６２－３９６６

　　　　メール　kourei-2@city.musashimurayama.lg.jp

　⑶　電話連絡の必要性

　　　書類を提出する場合は、事前に提出日時を電話で予約してください。

４　応募資格

　　次の全ての要件を満たす必要があります。選定後に応募資格を有しないことが判明したときは、失格とします。

　⑴　社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他の法人格を持つ団体であること

（設立予定の法人の場合は、地域密着型サービス事業者の指定申請時までには、法人の

認可、認証等の手続が完了していなければなりません。）。

　⑵　本事業の実施に必要な人員、設備等を確保するとともに、本事業の開始当初から安定したサービスを提供することができる体制を整備するための十分な能力及び経験を有していること。

　⑶　介護保険法第７８条の２第４項各号及び第１１５条の１２第２項各号の規定に該当しないこと。

　⑷　武蔵村山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年武蔵村山市条例第１５号）の規定を満たすものであること。

　⑸　過去、介護保険サービス事業について、監査指導において重大な指摘を受けていないこと。

　⑹　国税及び地方税の滞納がないこと。

　⑺　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による更生又は再生手続中にないこと。

　⑻　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

５　応募に当たっての留意事項

　⑴　公募に係る指定有効期間は、６年間とします。この場合、指定有効期間内は、事業を継続することが必要です。また、提案内容を担保するため、別途、協定を締結することを想定しています。

　⑵　提案は、具体的な内容を持つものとしてください。例えば、事業実施の意思はあるが、事業所確保の見通しが立っていないなど、具体性が著しく低いものは、評価の対象としません。

　⑶　提案は、介護保険法、建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他の関係法令を遵守したものでなければなりません。

　⑷　受付期間終了後の書類の差し替えはできません。また、提出書類は返却しません。

　⑸　応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

　⑹　本市は、提出された書類を本公募に関する目的以外には使用しません。

　⑺　提出書類は、武蔵村山市情報公開条例（平成１８年武蔵村山市条例第２０号）の規定に基づき、開示請求により開示することがあります。

　⑻　事業者選定後の権利譲渡は、一切認められません。

　⑼　開設予定地及び事業所の建物が借地又は借家の場合、契約書又は賃貸借確約書を提出していただきます。

　⑽　開設予定地に事業所存続の支障となり得るような権利設定がないこと、又はその権利の抹消が確実であることを確認するため、土地の登記事項証明書を提出していただきます。

　⑾　用地を新たに購入する場合又は用地を整地する必要がある場合は、当該費用について確実な資金計画の挙証のため、預金残高証明書、融資見込証明書等を提出していただきます。

６　整備及びサービス開始時期

　　令和５年度中に建物を竣工し、又は賃貸借契約を締結し、令和６年３月３１日までにサ

ービスを開始すること。

７　補助制度

本市は、東京都（以下「都」という。）の補助金を活用し、施設整備に関する補助金を交付します。補助金の交付申請を予定している場合は、資金計画に補助金を見込んで作成してください。ただし、都の補助対象として採択されない場合もありますので、御承知おきください。

また、補助金の交付を受けられない場合でも、本市は、損害賠償の責めを負わないものとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービスの種類 | 補助上限額 | 対象経費 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 地域密着型サービス等整備助成事業補助金　　　　　　　　　　５，９４０千円 | ※１参照 |
| 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金１４，０００千円 | ※２参照 |

　※１　地域密着型サービス等整備助成事業補助金(ハード事業)

 施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度とする。)

　※２　介護施設等の施設開設準備経費等支援事業補助金(ソフト事業)

　　　施設等の円滑な開所や既存施設の増床に必要な開設前６月に係る需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料

８　事業者の決定方法

　⑴　書類審査（第１次審査）

　　　本要領の「４　応募資格」に該当するかどうかの判定をします。この判定で「否」とされた場合は、評価対象外とし、採点を行いません。

　⑵　審査及び評価（第２次審査）

　　　武蔵村山市地域密着型サービス事業者選定委員会による審査及び評価（プレゼンテーション・ヒアリング及び採点）並びに武蔵村山市介護保険運営協議会（武蔵村山市地域密着型サービス運営委員会を兼ねる。）からの意見聴取を経て、武蔵村山市長が事業者を決定します。

　⑶　施設等の実地調査

　　　本市は、必要と認めるときは、応募事業者の既設運営施設及び計画予定地等の実地調査を実施することがあります。

　⑷　評価基準

　　　主に次の視点によって、審査及び評価を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 大分類 | 小分類 |
| １ | 経営の確実性 | 経営理念、法人体制、事業の運営方針、事業者の財務状況、事業所運営の安定性 |
| ２ | 組織倫理 | 個人情報保護、権利擁護、第三者評価等 |
| ３ | サービス基盤 | サービスの質の向上、実施体制の確保 |
| ４ | 職員・組織力 | 採用・配置、人材育成、安全、衛生 |
| ５ | サービス内容 | 利用者サービス、利用者等への説明責任 |
| ６ | 地域、関係機関との連携 | 医療機関や訪問看護との連携、他のサービス事業者との連携 |
| ７ | 立地・建物内容 | 立地条件、建物内容、設備基準、バリアフリーへの配慮 |
| ８ | 事業提案に対する企画力 | 事業遂行力、事業に対する独自性・創造力、資金計画 |

　⑸　事業者の選定・決定時期

　　　令和５年６月以降（都の内示時期による。）

　⑹　審査結果の通知

　　　審査結果は、全ての応募事業者に対し文書で通知します。

　⑺　決定事業者の公表

　　　応募の状況、決定した事業者の名称及びその概要について、本市ホームページで公表します。

９　応募書類

　⑴　提出書類の内容

| 提出書類 | 内　　容 | 備考 |
| --- | --- | --- |
| 応募申請書 |  | 様式１ |
| 提出書類一覧表 | 提出する書類について、確認欄に〇を付ける。 | 様式２ |
| 整備事業計画書 |  | 様式３ |
| 事業者の概要 |  |  |
|  | 概要、沿革（設立年月日、資本金、本社所在地、事業内容、取引銀行、従業員数等） | パンフレットでも可 |  |
| 役員構成、代表者経歴 |  |  |
| 定款、寄附行為 | 介護保険に関する事業を実施する旨の記載のある定款、寄附行為（最新のもの） |  |
| 法人登記簿謄本 | 提出日以前３か月以内に発行されたもの |  |
| 給与規程 | 最新のもの |  |
| 就業規則 | 最新のもの |  |
| 決算報告書 | 直近３年分 |  |
| 納税証明書 | 事業者及び代表者の国税、地方税の納税証明書（法人税、所得税、消費税、住民税、固定資産税） |  |
| 過去の指導検査結果 |  | 指導を受けた場合 |
| 事業計画 |  |  |
|  | 事業計画提案書 |  | 様式４ |
| 代表者、管理者の経歴書、資格証（写し） |  | 様式５ |
| 資金計画 |  |  |
|  | 資金計画書（開設当初の運転資金を含む。） | 資金概要（事業費、借入金返済、運転資金等） | 様式６ |
| 収支見込シミュレーション |  | 様式７ |
| 土地・建物関係 |  |  |
|  | 案内図、配置図、平面図（各部屋の面積が記入されているもの）、立面図 |  |  |
| 土地（所有の場合）及び建物の現況の写真 | 提出日以前１か月以内のもの |  |
| 土地登記簿謄本（所有の場合） | 写しで可 |  |
| 土地売買（賃貸借）契約書又は確約書 | 写しで可 |  |
| 建物売買（賃貸借）契約書又は確約書 | 写しで可 |  |
| 開設までのスケジュール表 | 工事から開設までのスケジュール | 任意様式 |
| 訪問看護事業所の概要及び連携についての確約書（同意書） | 連携型で実施する場合 | 任意様式 |

　⑵　提出部数

　　　７部（正本１部、副本６部）

　⑶　サイズ等

　　　特に指示のあるもの及び証明書等を除き、Ａ４サイズで作成し、フラットファイル、パイプファイル等に綴り、全体の目次を最初に付け、ページを振ってください。

　⑷　著作権の帰属

　　　応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市は、事業者の公表等、必要な場合は、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

１０　質問及び回答

　⑴　質問方法

　　　別添の質問票により、電子メールで提出してください。これ以外の方法は不可とします。

　⑵　受付期間

　　　令和５年１月１０日（火）午後５時まで

　⑶　記載方法

　　　質問票は、質問事項１件ごとに作成してください。

　⑷　回答

　　　取りまとめの上、全応募事業者に電子メールで回答します。

令和　　年　　月　　日

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課介護認定給付係行き

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の応募**

**に関する質問票**

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 連絡先 | 住所 |  |
| 電話 |  |
| メールアドレス |  |
| 担当者 | 所属役職名 |  |
| 氏名 |  |
| 質問項目 |  |
| 募集要領の該当箇所 |  |
| 内容　＊この様式１枚につき質問項目は１件としてください。質問内容は簡潔かつ具体的に記入してください。 |

**＊電子メールで１月１０日（火）午後５時（必着）までに、下記まで提出すること。受付期限以降に提出された質問票は受け付けないので、注意すること。**

武蔵村山市健康福祉部高齢福祉課介護認定給付係

電　話　042-590-1233

メール　kourei-2@city.musashimurayama.lg.jp